

&lt;卷頭言&gt;

## 住まいと健康：その新しい視点

吉澤 晋

良好な住環境の達成保持のための課題の幾つかを挙げてみよう。

第1に、住環境の人に対する影響である。住環境が人に対してどのような身体的、精神的、社会的影響があるかはまだ良くつかまれていない。これらを定量的、定性的に把握する必要がある。

第2に、住環境基準の確立である。これは昭和41年の公害審議会の中間報告に盛られていることがあるが、住居についての基本理念の確立、住環境基準、都市環境基準などの確立である。ビルの生活環境については、ビル衛生管理法の20年の実績があり、いわゆるシックビル問題を防いだことは広く知られている。しかし住宅については全く残されている。国や自治体に、しかるべき住まいをしつらえる義務があるとする英國の住居法など学ぶべき事が多い。

第3に、住環境基準達成のためのシステムの確立である。これまでの住宅へのアプローチは供給に焦点がおかれており、建てられてからあと、次の住宅へ移るまで、住宅の改修、家族の側の変化への対応など、生活を含めて全体を対象にしたものとせねばならない。これは、行政、供給側のシステムの改良が必要であり、また、経済的、技術的援助、種々のレベルの研究が必要である。

例えば、建てられた住宅の物理的変化、家族などの生活者側の変化などに対応すべき組織的なものは殆どない。これは維持管理だけではない。生活改善を考えても、建築家による専門的助言の得られるのはごく限られた高級住宅であり、それ以下は、プレファブのモデルハウス展示場で直接業者の宣伝文句を聞くか、建て売り業者、中古ならば不動産屋の話を自ら判断しなければならないし、賃貸に至っては、誰も助言してくれない。又、住宅改造では専門業者の数も少なく、真に生活者の側から考える専門家がいないと言って良いのではないか。生活様式の変更でも環境改善は出来る（あるいはせざるを得ない）場合も多いが、このための助言システムの存在も必要である。

第4に、住環境技術の開発と実行システムの確立である。住まいについての技術は、必ずしも充分ではない。何故ならば、現在の建設技術は、設計・建設に焦点が置かれて来たからである。良好な住宅の供給技術も大切であるが、現に存在する住宅の改善技術を更に発展させなければならない。また、高齢者、身体障害者などに対する環境技術と生活・経済を含めた対応システムの確立が要求されている。

第5に、住環境教育の普及である。前述したように、住宅が狙うべき目標の“健康”そのものが、“病気になるかならないか”から、“身体的、精神的、社会的健やかさ”に変わってきてている。又、これからの中堅住宅は質的にも向上し、内容的には人工環境的な要素が強くなっている。適切な設計や施工、維持管理がなされなかったり、居住者が生活様式や運転を誤ると大小の問題が起きる場合が多い。このように、住環境に関する正しい知識を、居住者ののみならず、行政官、教育者、建設業者、住宅供給者、不動産業者、医師、建築士などに普及する必要がある。

第6に、住環境保護システムの確立である。住環境は“殻”としての建物と、中で使用する器具類で環境的に影響するもの例えば燃焼器具類などと、生活者の行動によって影響される。建物側では、中で行われる生活行動や使用される器具類に対し充分な対応をしておく必要がある。器具類で

---

(東京理科大学工学部教授・前国立公衆衛生院建築衛生学部長)

は、通常の住宅の“内部”で、あまり技術的に高度でない通常人が使用するし、器具そのものも劣化することは自明である。使用者側でも、人工環境化した住宅で勝手気ままに行動したならば、問題が起きるであろうことは容易に想像される。どこまでが建築側の責任で、どこまでが器具や居住者の責任であるかは現在では明確ではないし、またこの境界は、技術の進歩や知識の普及で動いて行こう。在来は、ともすれば居住者に皺寄せがされがちであった。これからは、居住者保護のためのデータの完備とシステムの確立が必要である。

我が国の住環境への対応の遅れに対し色々な試みがなされている。保健の分野でも、特に保健所のレベルで種々の努力が始まられていると聞いている。まだ法的なシステムも完備しない状況であるが、ニードに対応した仕事が始まっている。このような努力の積み重ねが、“革命的な”住環境確立への強力な基礎となるであろう。